

(仮称) 文京区児童相談所設置に向けた文京区の取組について【概要】

本区においては、平成 28 年児童福祉法の改正により、特別区が児童相談所を設置することが可能となったことから、令和 7 年度（予定）の児童相談所の開設を目指して、準備を進めております。

1 これまでの経緯

- ①平成 28 年 5 月 児童福祉法改正
- ②平成 28 年 6 月 区として児童相談所を開設する方針を定める。
- ③平成 28 年 11 月 児童相談所設置表明（特別区長会が都に対し、練馬区を除く 22 区が、児童相談所設置に向けて計画をしていくことを表明。支援と協力を要請）
- ④平成 31 年 3 月 「(仮称) 文京区児童相談所基本計画」策定
- ⑤令和 2 年 1 月 開設時期を令和 7 年度（予定）へ変更
- ⑥令和 3 年 1 月 区児童相談所における子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能の明確化
- ⑦令和 4 年 1 月 「(仮称) 文京区児童相談所運営計画【案】」策定

2 児童相談所とは

●設置の目的

子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握及び個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する。

●設置主体

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市、金沢市、明石市、江戸川区、世田谷区、荒川区、港区）＊全国 225 か所（令和 3 年 4 月 1 日現在。厚生労働省HP「全国児童相談所一覧」参照）

＊令和 4 年度中に、中野区、板橋区及び豊島区が児童相談所を開設予定

●役割

- ①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- ②市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。

●職員

所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医、弁護士等

●業務

- ①相談：家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定

＜相談の種類＞養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談

- ②一時保護

- ③措置：児童福祉施設入所措置、里親委託、児童福祉司指導等

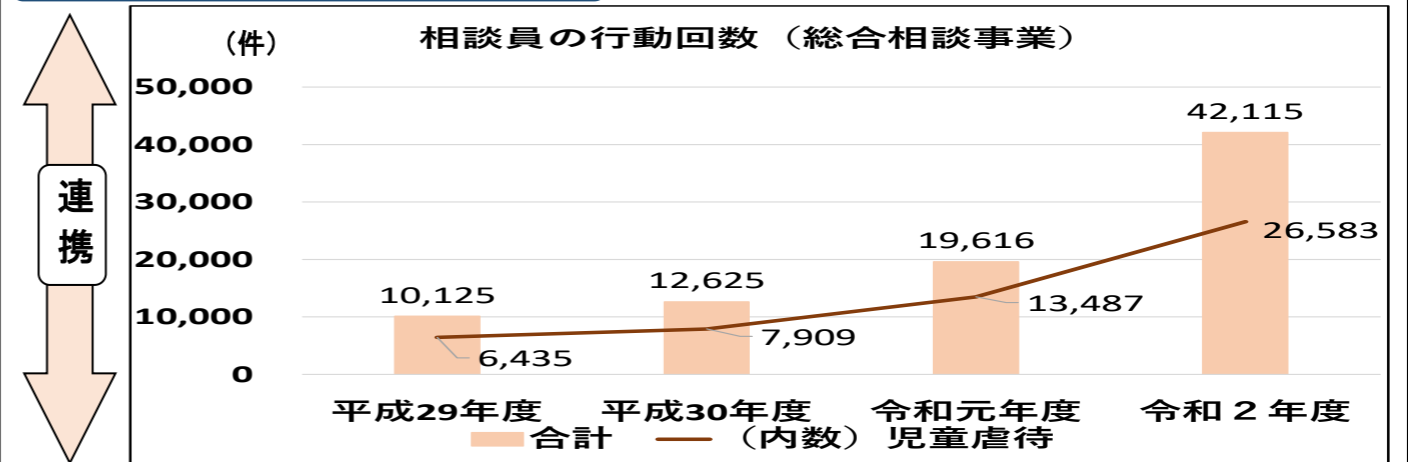
- ④市町村援助：市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助

一時保護所の概要

- ◆施設 児童福祉法第 33 条の規定に基づき児童相談所長等が必要と認める場合に子どもを一時的に保護する施設
- ◆対象 虐待、虐待以外の養護の状況、非行などの理由により保護が必要な子ども（概ね 2 歳以上 18 歳未満）
- ◆機能 子どもの安全が確保できる機能を備え、アセスメントする。
- ◆一時保護所の入所期間 原則として 2 か月以内（児童福祉法第 33 条第 3 項）
- ★本区の一時保護所の定員 10 名

3 現在の相談の状況と児童相談体制～文京区と東京都との二元体制

文京区子ども家庭支援センター



東京都児童相談所（児童相談センター）

相談内容別受理状況（単位 件数）

| 年度 | 養護【虐待】 | 養護【その他】 | 保健 | 障害 | 非行 | 育成 | その他 | 合計 | 虐待相談件数【割合】 |
|----------|--------|---------|----|-----|-----|-----|-----|-------|------------|
| 令和 2 年度 | 4,717 | 809 | 5 | 724 | 332 | 347 | 355 | 7,289 | 65% |
| 令和元年度 | 3,738 | 671 | 5 | 790 | 379 | 233 | 386 | 6,202 | 60% |
| 平成 30 年度 | 3,200 | 614 | 0 | 751 | 320 | 172 | 333 | 5,390 | 59% |
| 平成 29 年度 | 2,675 | 468 | 1 | 754 | 302 | 144 | 320 | 4,664 | 57% |

＊「4152 電話相談（東京都福祉保健局が運営している電話相談室）」の件数を除く。東京都児童相談所『事業概要 2021 年（令和 3 年）版』、『事業概要 2020 年（令和 2 年）版』及び『事業概要 2019 年（令和元年）版』並びに文京区『(仮称) 文京区児童相談所基本計画』参照

4 本区が目指す新しい児童相談体制①

区児童相談所設置に向けた考え方

- 基礎的自治体であるメリットを最大限に活かし、虐待の未然防止、虐待発生後の重篤化防止など、あらゆる施策を講じ、これまでの児童相談体制を更に強化します。

基本方針～子どもの最善の利益を守るために～

- 子どもと家庭を対象にあらゆる相談を守備範囲とする総合相談体制を目指します。
- 支援が必要な家庭を早期に発見する積極的な予防的支援を図ります。
- 福祉、保健、教育等の行政機能や関係機関と連携した切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築します。

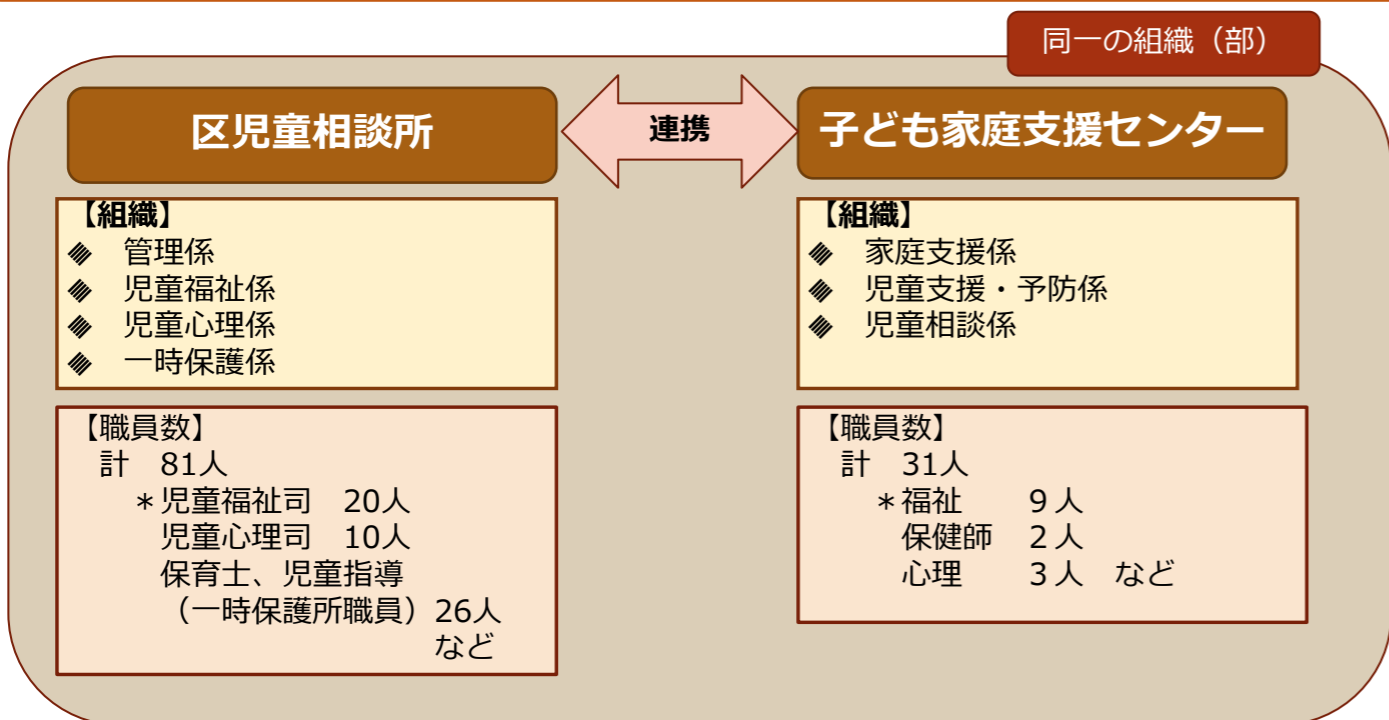
基本方針～実現の方策～

- 連携のあり方については、区内関係機関を基本に、他の特別区児童相談所、東京都児童相談所、児童福祉施設等と必要に応じて有機的な連携を図り、子どもの福祉の充実に向けての協力を行います。
- 近年増加している児童虐待の問題については、複雑・多様化している状況があり、児童虐待の防止に関する対応強化に加え、必要に応じて児童相談所の持つ権限を活用し、子どもの安全、安心な生活を守る役割を果たします。

本区が目指す支援

- 母子保健から始まる切れ目のない支援
- 子どもや家庭を中心とした関係機関連携による支援
- 詳細な情報収集と適切な判断に基づく支援

5 本区が目指す新しい児童相談体制②～組織体制（案）



*組織や職員数等については令和4年1月時点の案であり、今後、検討の上決定してまいります。

6 （仮称）文京区児童相談所の施設のイメージ



- 設置場所 文京区小石川三丁目14番
- 敷地面積 1,266.55㎡
- 延床面積 2,331.56㎡
- 階数 地上3階・地下1階

| エリア | | 諸室 | |
|-------|-----|---|--|
| 児童相談所 | 一般 | エントランスホール、待合室、授乳室、トイレ（一般・多目的） | |
| | 管理 | 職員室、会議室、倉庫、警備員室、用務員室、機械設備員室、トイレ（職員）、更衣室、休憩室 | |
| | 専門 | 相談室（一般・家族）、心理療法室、観察室 | |
| 一時保護所 | 居住 | 管理 | 職員室、医務室、倉庫（保護児童所持品・備品・防災備蓄）、トイレ（職員）、面接室、多目的室 |
| | | 幼児 | 居室、トイレ、浴室、脱衣、洗面 |
| | 学齢 | （男女別）居室、トイレ、浴室、脱衣、洗面 （共用）食堂・ラウンジ（一体型）、静養室、トイレ（多目的） | |
| | その他 | 厨房、洗濯室、学習室、体育室、屋外多目的スペース | |
| その他設備 | | 駐輪場、駐車場、災害時用設備（マンホールトイレ） | |

※今後の状況に合わせて、変更等を行う場合があります。

7 今後の予定

| 年度 | 主な内容 |
|-------------|------------------------------------|
| 令和4年度～令和5年度 | ○建設工事実施 ○「(仮称)文京区児童相談所運営計画」策定 |
| 令和6年度 | ○建設工事実施 ○建設施設の利用開始 ○児童相談所開設準備期間 |
| 令和7年度(予定) | (仮称)文京区児童相談所開設 |